

平成 26 年度 第 3 回 北見市上下水道審議会開催結果

開催日時 平成 26 年 12 月 19 日（月） 午後 2 時から
開催場所 北見市役所桜町仮庁舎 入札室
出席委員 森谷委員、尾崎委員、大前委員、津田委員、山田委員、辻委員、市川委員、小作委員
（計 8 名）
欠席委員 堀内委員、山本委員、葛西委員、松田委員、小室委員、村井委員（計 6 名）
理事者側 渡部公営企業管理者、今企業局長、清水企業局次長、浦澤企業局次長、田中水道課長、
下出企業局主幹、黒川下水道課長、佐藤浄化センター所長、横尾浄水場長、
伊藤経営企画課長、磯部料金センター課長
経営企画課：水落財務担当係長、永山経理担当係長
料金センター：田中収納担当係長
水道課：村井計画担当係長
下水道課：寒河江計画担当係長
端野上下水道課：高橋上下水道課長
常呂上下水道課：本所上下水道課長
留辺蘂上下水道課：菅原上下水道課長
事務局（総務課）：脇総務担当係長、宗石、森谷
（計 22 名）

清水次長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、また、今回の大雪によります悪路の中、本審議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。私、進行役を務めさせていただきます、企業局次長の清水でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、初めに渡部管理者よりご挨拶をさせていただきます。

渡部管理者 【挨拶】

清水次長 それでは次に、堀内会長がこの大雪のため出張先より戻ることができないということで、本会議を欠席される旨のご連絡がありましたので、本日は会長の職務を副会長が代理することとなりますので、小作副会長よりご挨拶を頂きたいと思っております。

小作副会長 【挨拶】

清水次長 ありがとうございます。それでは、これより平成 26 年度第 3 回北見市上下水道審議会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては小作副会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

小作副会長 それでは、座って進行させていただきます。まず、それでは本日の出席状況について、事務局より報告願います。

清水次長 本日の委員の出席状況でございますが、堀内会長のほか、山本委員、葛西委員、松田委員、小室委員、村井委員につきましては所用のため欠席される旨の届出を

いただいております。また、尾崎委員につきましては、現在悪路ですがこちらに向かっているということで、遅参される旨のご報告を頂いております。これによりまして、本会議におきます委員の皆様の出席が過半数を超えておりますので、北見市上下水道審議会条例第7条第2項の規程によりまして本審議会が成立していることをご報告させていただきます。以上でございます。

小作副会長 それでは、早速議題に入らせていただきます。議題のまず1番目、北見市上下水道中期経営プラン（後期）につきまして、事務局より説明お願いいたします。

伊藤課長 【＜審議会資料＞1.北見市浄て水道中期経営プラン（後期）について（別冊）により説明】

小作副会長 それでは今中期経営プラン（後期）について説明がありましたけれども、委員の皆さん、質問がありましたらよろしくお願いいいたします。資料がだいぶ広範囲というか、膨大になっていますので、その中から何か疑問点・ご意見があれば、積極的にご発言をお願いいたします。

津田委員 一番最初の、水源・水質なんですけども、これ、経年経過で見て、水源の水質がどうなっているのかというのはわかるんでしょうか。

浦澤次長 企業局次長の浦澤でございます。今、津田委員からのご質問について、常呂川水系から我々取水しておりますが、常呂川の水質につきましては、鹿ノ子ダムから訓子府の取水口まで、毎月1回15か所ほど定点採水をしまして、毎月ホームページでも公表させていただいておりますけども、phでありますとか、溶解性物質でありますとか、全リン・全窒素、もろもろの項目につきまして、かなりのデータをもって、経年的にどういう風に変化してきているか、私どもも監視しながら、日夜安全安心な水道水を作るように努力しているところでございます。

津田委員 鹿の子ダムから直接来る水っていうのはあるんですか。

浦澤次長 鹿の子ダムで貯水してますけども、そこから置戸、訓子府を経由しまして、私どもは訓子府日の出に取水口がありますので、そこからまた浄水場まで8kmほどの導水管2本で、広郷浄水場まで引っ張ってきているところです。

津田委員 それは、置戸と訓子府と共同の配管を使っているということですか？

浦澤次長 いえ、常呂川が鹿ノ子ダムから置戸町を経由しまして、訓子府町を経まして、訓子府町で取水してますね。

津田委員 そうすると、鹿ノ子ダムから直接北見市の水道はないわけですか。将来的にはどうなんでしょうか。広域的な、置戸・訓子府、おそらく水質いいと思うんですけど、広域の水道ということはまったく考えていないんでしょうか。

浦澤次長 私どもも国から、もしくは新聞なんかでもそういった記事は目にするんですけども、確かに補助とか、そういったことも国の方もいろいろと考えているようなんですけども、現時点ではまだそこまでは考えておりません。

津田委員 日本経済新聞の今年の10月3日号によりますと、珍しく上下水道事業の改革という形で、明治大学の教授が載せたんですけども、水道管の口径20ミリで20立

方という仕様が、これが普通らしいんですね。それで、これで全国平均が3,422円って書いてあるんですね、水道が。それから、下水道使用料が2,789円と。私、前回水道料金と下水道料金は同じなんですか、ということで聞いたんですけども、同じですという形だったんですけども、全国的に見ると下水道料金の方が安いのが普通だと思うんですね。だって、全部使うわけじゃないですからね。これに比較して、北見市の全国平均に比べてですね、水道料金というのはどうなんでしょうか。やっぱり高いんですね。

伊藤課長 全国的と言うか、決して低い水準だとは思っていません。道内の中でも高い方の水準になっております。この原因といたしましては、合併に関することもございますけれども、水道・下水道ともにそれぞれの自治区と申しますか、旧町ごとに浄水場でありますとか、浄化センターを抱えております。それとともに、やっぱり人口密度の部分を見ても、全道的に非常に低い状況にございますので、そういう部分を考慮して料金設定をすると、どうしても高い水準になってしまっているところがございます。

津田委員 企業債残高をまた言うわけですけれども、借り換えというか、早期の返還ですね、これ2~3年前かなんかに補償金なしで返還できましたよね。これはどこに繰り上げ償還できないという、高い率5%とかそんなのありますよね、まだね。繰り上げ償還できない根拠はどこにあるんですか。

伊藤課長 根拠と申しますと。今特例措置として、2年前くらいまで、5%以上の高金利企業債について借り換えを認められたということなんですけれども、本来その特例がなければ、繰り上げ償還するときに将来の利子もあわせて払う形という、そういう決め事になっておりますので、そこまでして繰り上げ償還はできないということになります。

津田委員 元の利子で。

伊藤課長 はい。

津田委員 なるほど。

伊藤課長 それで、今はもうほとんど5%以上という金利はなくなっていますけれども、まだ4%台もたくさんありますので、何とかそういう補償金の免除があればすぐ手を挙げたいと考えております。

津田委員 概念規定なんですけれども、構造物という言葉をよく使っているんですけども、この構造物という概念はですね、たとえば減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのが、今では財務省の規定にあるんですけども、そこでは建物とかですね、構築物という概念があるわけですけれども、構造物という概念自体がないんですけども、これは建物と構築物を含んだ概念が構造物という概念ですか？

伊藤課長 基本的にはそういうことになると思います。

小作副会長 そのほかご意見・ご質問ありませんか。はいどうぞ。

山田委員 最初に説明がありました、北見市上下水道中期経営プラン（素案）というところの4ページなんですけれども、この中で基本目標1~3までの中に、現状維持のような感じで目標値に達していないところが何点か1~3までの間にあると思うん

ですが、その具体的な原因とといいますか、考えられること、原因になるように考えられることってというのは具体的にどのようなことがあげられるかご説明していただきたいんですが。

伊藤課長

今何点か先程もご説明しましたけれども、目標値に達しないところはございますけれども、これにつきましては毎年度収支状況などを勘案しながらやっているところがございますけれども、その中でも先ほどもお話がありましたが、企業債の残高をそんなに膨らましてこの先大変な部分もございますので、経営状況を見ながら少し後ろの方に延びるといような形も、考えながらやっております。先ほどもご説明しましたけれども、ポンプ場の耐震化率とかです、そういう部分についてはまだ達していない状況なんですけれども、この先後期計画の中で財政状況を見ながら、徐々にやっていって31年度の最終的な目標値に達していこうという風に取り組んでおります。

山田委員

やはり資金の問題だということに尽きる。

伊藤課長

そうですね。あんまり過度にならないように、平準化しながらやっていくところもありますし、それぞれの時期に、施設が古いものですから、ここが壊れたらこっちを優先しようとか、そういう風な順番で、緊急性をなるべく重視しているものですから、なかなかその前期の目標通りには達しなかったんですけれども、最終的には何とかそこに達するように努力したいと考えております。

山田委員

わかりました、ありがとうございました。

小作副会長

はい。他にご意見・ご質問ありますか。

津田委員

北見市の上水道と簡易水道は全体的に、全部つながっているんですか。

浦澤次長

大きいところで北見市内の広郷浄水場を中心に、常呂川の下の方に端野町がございます。また、端野町では一部地下水井を利用した簡水事業を営んでいる緋牛内・協和というところがございます。また、常呂町に入りますけれども、常呂町までかなり距離がございますので、そこはちょっと水道管で結ぶということは、昔、18年に合併した経緯もございますけれども、合併前、常呂町は常呂町で独自に浄水場を持ってやってた経緯もございますので、吉野浄水場を中心とした水道水を確保しております。また、上流の方には留辺蘂町がございまして、そちらの方は、上水道事業をやっておりました金華浄水場を中心として、またちょっと離れたところでは、簡易水道事業を、3か所ほど、温根湯でありますとか、滝の湯でありますとか、そういったところはちょっと離れてはいるんですけれども、留辺蘂地区も、できるだけエリアを1つにしていくような方向では、まだ完全ではないんですけれども、できるだけ経済性を求めて効率的な面も考えまして、1つにしていくような方向では向かっているところではございます。また、後期経営プランの中でも、その留辺蘂地区と、また、北見とか、それからまだパイプで水道管と結ばさっておりませんので、そういったところも将来的には結ぶ方向で計画をさせていただいてるところでございます。以上です。

津田委員

あの、他会計借入金とかそういう言葉はよく予算のところに出てくるんですけれども、他会計は一般会計以外で今まであり得たんでしょうか。

伊藤課長 一般会計以外で他会計借入金は基本的にないんですけれども、一時借入金としまして、下水道事業会計が水道事業会計から借り入れというのはしております。

津田委員 下水道が水道に。

小作副会長 はい。それでは、他にも議題ございます。また時間がありましたら質問をお受けすることにしまして、次のですね、議題の 2 番目、料金センター業務委託拡大について、事務局よりご説明をお願いいたします。

磯部課長 【＜審議会資料＞2.料金センター業務委託拡大について（P1～3）により説明】

小作副会長 只今料金センター業務委託拡大についての説明が 1 ページから 3 ページまでに渡ってありましたが、この内容につきましてご質問・ご意見ありませんか。

津田委員 今の体制ですね、納入通知を最初に出しますよね。そのあとの経過をどうやっているかなんですけれども、電話催告とか、催告状とか、督促状とか、差押予告とか、そういう形でやっていると思うんですけれども、現在の形態ではどういう形でやって、将来も、今もそうかな、どういう形で最初納入通知を出した後、どういう処理とか電話催告とかやってるのか教えてもらいたいのですが。

磯部課長 納入通知以後は、もし未納が発生するということになりますとまず督促状の方を発送いたします。それでもお支払いいただけないような場合には、電話での督促、それから戸別訪問等、これは、今でもここの部分は委託しておりますので、受託者側において基本的には対応をしております。以上です。

津田委員 それから、この 3 年間の債務負担行為で予算に計上するということですが、この金額と比較して、現在の 1 年間のこれに相応する予算といいますか、経費はどうなりますか。

磯部課長 3 年間の委託費としまして、2 億 9766 万円ということで補正を計上いたしました。これは単年度に換算しますと、9922 万円ということになりますので、今現在、平成 26 年度の委託費は 6,632 万円ということでございます。ですので 3,290 万円の増ということ、1 年間で、ということになります。以上です。

津田委員 その、3,290 万と比較して、企業局でやってたわけですよね。その企業局の予算はどのくらいになりますか。

磯部課長 今現在の企業局の予算と、委託後の拡大した後の委託費を比較しますと、およそ 500 万程度の効果が今のところ出る見込みになっております。

津田委員 1 年間ですか？

磯部課長 1 年間です。

小作副会長 津田委員、よろしいですか。

津田委員 それからですね、給水停止措置、今も委託してるんですけど、給水停止措置と福祉の関係とかですね、その連絡はどのようになっているんでしょうか。

磯部課長 未納が続くようだと、最終的にどうしても給水停止ということは出てくるんですけれども、当然、弱者対策といいますか、そういうところをきちんと考えていく中で、特にその個別の相手方とお話をせずにはすぐに止めてしまうということ

は基本的にはしておりませんので、相手方の状況というものをきちんと把握した上で、それでもやむを得ない場合に給水停止ということで、やるような形ですすめております。以上です。

津田委員 退去した以外で、現住で給水停止をやった事例というのは昨年度であったでしょうか。

磯部課長 昨年度、平成 25 年度で 512 件の給水停止を執行しております。

津田委員 512 件。それ復活したのはどのくらいですか。停止やって復活。ずっと停止でそのまま継続しちゃった場合も。全部そのまま継続ですか。停止の。

磯部課長 ほとんどの場合、給水停止をしてごく短期間で納入いただいておりますので、ほとんどの場合、本当の短期間での給水停止ということになってございます。以上です。

小作副会長 はい。他に料金センター業務委託拡大についてご意見、どうぞ。

尾崎委員 ちょっとお伺いいたしますが、この業務を委託拡大することによってですね、職員が減員になるのでしょうか。例えば、嘱託職員とか臨時職員もおられるようですが、局の正職も含めて異動があるのでしょうか。また、このあと出てきます組織機構の変更もありますので、その辺も含めて、企業局の職員の増減というんですか、増はないんでしょうけども、減はどうなってるんでしょうか。それとも一つ、滞納処分をやっておられる職員は実質何名ですか。

磯部課長 料金センター委託の拡大に伴いまして、職員数の変化なんですけれども、料金センター、今職員は 8 名体制でやってございます。それで、来年以降料金センター廃止しまして総務課に料金係ということで新設するんですけれども、そちらの人員につきましては現時点で 4 名ということで考えております。ですので、4 名減という形になってございます。それから、滞納処分を担当している職員なんですけれども、今現在料金センター 8 名の中で直接携わっているのは 3 名です。

尾崎委員 はい。

小作副会長 ほかに。どうぞ

津田委員 ここの下の方なんですけれども、ここでちょっと違う話なんですけれども、料金の減免なんですけれども、水道料金と下水道料金両方に減免規程はないですよ。両方にありますか。減免規程。

磯部課長 条例上の減免規程につきましては、水道も下水道もございます。ただその運用と申しますか、水道・下水道が統一して減免を行っているのは公衆浴場、それから、東日本大震災の関係の避難されている方の減免については、水道・下水道統一して行っております。それから、下水道単独で行っているのは、普及促進という意味合いなんですけれども、生活保護世帯、それから、生活困窮世帯に対する減免というのは、下水道事業だけで行っている状況であります。以上です。

津田委員 その、減免規程は、通常であれば規則で決めるべきだと思うんですけど、どこに規定しているんですか。

磯部課長 基本的には条例の中で決まっているんですけども、そこに、具体的には生活保護世帯というような規定のされ方はしておりませんので、内部の要綱の中で、生

活保護世帯・生活困窮世帯の減免というのは、その要綱の中でとりすすめているところであります。

津田委員

条例で規則に委任しなかったんですね、じゃあね。あの、要綱というのはですね、内部規程に近いんですね。規則は、市長の権限というか、わりと条例規則というのは一般的に調べることはできるんですね。北見市の要綱の場合全て、そんなに出てこないでしょうから、本来的に私だったら、規則に委任すべきだったんじゃないかというような気がする、まあそれはいいとして、要綱に載っているということですね。

磯部課長

はい。そのような形になってございます。条例につきましても、基本的には管理者が減免については定めるということになってございますので、個別に決定するのではなくて、管理者が定める要綱の中でというような考え方の中で、現状やっているところであります。

津田委員

管理者は規則は制定できないんですって。

渡部管理者

企業管理規程ですね。

津田委員

管理規程。要綱と同じようなレベル。

渡部管理者

水道、下水道につきましては市長が設置しておりますので、その運営・経営につきましては、企業管理者、私に委任をされておりますので、私のもとで、いわゆる市長部局である規則の制定ですね、それについては私のもとで企業管理規程として定めることができるということでの扱いでございます。

津田委員

企業管理規程で決めなくて、要綱で決めたということなんでしょうか。違う。

渡部管理者

その中ですね。はい。

小作副会長

はい。それでは先程尾崎委員からもご質問があった中に関係するかなと思います。議題の3番目に移らせていただきます。企業局の名称変更及び組織機構について、事務局より説明をお願いいたします。

清水次長

【＜審議会資料＞3.企業局名称変更及び組織機構について（P4）により説明】

小作副会長

はい。只今の企業局名称変更、それから組織機構について、何かご質問等ございますか。

津田委員

ライン&スタッフの問題ですけども、見直しをするという形であったようですけども、実質的にはですね、ほとんど名前をちょっと変えただけであって、ライン制が本当になったのかどうか、おそらく少数の係が結構多いんじゃないかと思うんですね。それで、ここで管理職がほとんど減ってないと思うんですね。それで、係長とか課長さんも、いくら減ってないと思うんですけど、その定数というか、減少の度合いはどうなんでしょう。

清水次長

はい。今のご質問でございますけども、北見市がスタッフ制を入れたのは平成8年に導入いたしまして、これまで幾度か規定の見直しをしながらですね、現状はかなり係制に近い対応をしております。やはり機動的に使うということで、スタッフ制を導入してまいりましたけども、やはり担当の数が多いということもござ

いまして、今回は、今後責任の明確化だとかそういうことを含めまして、市全体で係制、ライン制にするということでございます。それに伴いまして企業局も同様な形でということ。あと、今、管理職等のお話がありましたけども、今回全体的な市の見直しでも、やはり管理職の総数の見直しというのを掲げておりますけども、やはり団塊への世代の対応ですとか、そういうことがございまして、なかなか進んでいないというのもあります。ただ、全庁的には、課長ポストの主幹というのが、年々廃止をしてきているというところでございます。企業局におきましても、この機構上、水道課の下に主幹がございしますが、現在水道課は大きな人数をもって、それぞれ広範囲な職務を、対応をしているということでここに主幹を配置させていただきまして、現在管理をしているところでございます。企業局全体では、先程言いました、料金センターの管理職を一つ廃止するというところでございますけども、今後に向けても簡素な・効率的な機構へ変更を考えていきたいと考えております。以上でございます。

小作副会長
委員

はい。そのほか、今の議題につきましてご意見・ご質問ございますか。
ありません。

小作副会長

はい。それでは本日予定されておりました議題は、今 3 つ終了したんですけれども、全体を通しまして何かご意見・ご質問ありましたらご発言ください。

小作副会長

委員のみなさんよろしいでしょうか。津田委員からご発言が活発に出ておりました。他の委員の方、もしあればこの機会でするのでお願いしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

委員

いいです。

小作副会長
清水次長

はい。それから、事務局側から何かご連絡とかありますか。

それでは、私の方から何点か説明をさせていただきたいと思います。本日本配布の中に中期経営プラン（素案）に関する意見書という形で、ペーパーを 1 枚入れさせていただいております。今日、説明したばかりで、いろんな疑問・質問・意見等がございと思いますので、何か今日の説明以降、聞きたいこと、こういう意見ということがあれば、このペーパーに入れて、FAX なり郵送でもよろしいので、ぜひ意見等を頂きたいと思います。そして今後、今日のこの素案を今月末からパブリックコメント、市民の意見という形で、約 1 か月間の意見募集をさせていただきます。その意見も踏まえまして、また審議会の意見等も踏まえまして、このプランを案にしていきたいと考えております。その案のスケジュールでございますけども、来年 2 月の月上旬に審議会を開催させていただきまして、この素案を案にしたいと考えております。その後、その案を議会の方に報告をさせていただきまして、ご承認をいただき、来年 4 月からの実施に向けて進めさせていただきたいと思います。次回 2 月と申しましたけども、今後また堀内会長と詳細な日程を詰めさせていただきまして、2 月の月上旬ということで、まずは進めさせていただきたいと思います。その時には、今言いましたように素案を案という形と、平成 27 年度の水道事業・下水道事業の予算の概要についても、これらのプランに則った形になるのかと思いますけども、ご説明をさせていただきたいなと考えてお

ります。以上でございます。

小作副会長

はい。それでは事務局それから委員の皆様から特になければ、以上をもちまして、本日の上下水道審議会を終了させていただきます。おつかれさまでした。

終了 3時07分